

今月の経理情報

今回のテーマ： 2024年度税制改正大綱（法人関連）

2024年度の税制改正大綱が公表されました。法人に関連する主な改正内容はつぎのとおりです。

賃上げ税制：給与の増加割合に応じた税額控除（増加給与額×控除率）

| 大企業（資本金1億円超）・中堅企業（左のうち従業員2,000名以下） | | | |
|--|------------------------------------|---|----------------------|
| | 改正前 | 改正後 | |
| | | 大企業 | 中堅企業 |
| 給与の増加割合に応じた税額控除率 | 3%以上：15% 4%以上：25% | 3%以上：10% ～7%以上：25% | 3%以上：10% 4%以上：25% |
| 教育訓練費の増加による加算 | 教育訓練費の額≥比較教育訓練費の額×120% ⇒上記に5%加算 | 教育訓練費の額≥比較教育訓練費の額×110%かつ教育訓練費の額≥雇用者給与等支給額×0.05% ⇒上記に5%加算 | |
| 中小企業（資本金1億円以下） | | | |
| | 改正前 | 改正後 | |
| 給与の増加割合に応じた税額控除率 | 1.5%以上：15% 2.5%以上：30% | 変更なし | |
| 教育訓練費の増加による加算 | 教育訓練費の額≥比較教育訓練費の額×110% ⇒上記に10%加算 | 教育訓練費の額≥比較教育訓練費の額×105%かつ教育訓練費の額≥雇用者給与等支給額×0.05% ⇒上記に10%加算 | |
| 控除限度超過 | — | 一定の条件で5年間繰越可 | |
| 適用時期・控除限度額 | | | |
| 2024年4月1日から2027年3月31日までに開始する事業年度 法人税額×20% | | | |

交際費：1人あたり飲食費の拡大

| | 改正前 | 改正後 |
|-------------------|---------------------------------------|----------------|
| 交際費等から除かれる飲食費等の範囲 | 1人あたり5,000円以下 | 1人あたり10,000円以下 |
| 損金算入額 | ・資本金1億円超：飲食費の50% ・資本金1億円以下：800万円まで | 変更なし |

外形標準課税の対象法人の拡大

| | 改正前 | 改正後 |
|------|---------|--|
| 対象法人 | 資本金1億円超 | ・資本金1億円超 ・資本金1億円以下かつ資本金と資本剰余金の合計額が10億円超 (注) 公布日（2024年3月31日予定）の前日までに資本金1億円以下の法人は対象外 |

お見逃しなく！

適格ストックオプション税制について、新株予約権の権利行使価額に係る限度額が年1,200万円から、次の区分に応じそれぞれに引き上げられます。

- ① 設立5年未満の法人：年2,400万円
- ② 設立5年以上20年未満の法人で一定のもの：年3,600万円